

2 区域変更する期日 平成15年8月29日

熊本県告示第886号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成15年8月29日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年8月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字渡字地下 同所 384番1地先から 字桜峰 1424番1地先まで	前	12.6 ～ 19.0	58.0	24条 工事
			後	12.6 ～ 15.4	58.0	

2 区域変更する期日 平成15年8月29日

熊本県告示第887号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年8月29日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年8月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	矢護川 大津線	菊池郡大津町大字平川字葉山 同所 同字 356番5地先から 335番1地先まで	65.0	編入部 供用開始

2 供用開始する期日 平成15年8月29日

熊本県告示第888号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年8月29日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年8月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	益城 矢部線	上益城郡益城町大字福原字西烏山 同所 6239番2地先から 字東烏山 6062番1地先まで	380.0	単道改

2 供用開始する期日 平成15年8月29日